

(総務委員会)

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、いわゆる迷惑メール対策について、近年における送信の悪質化及び巧妙化の状況にかんがみ、特定電子メールの範囲を拡大するほか、架空電子メールアドレスあての送信及び送信者情報を偽った送信の禁止について規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、受信者の同意を得ずに広告・宣伝メールを送信する場合に、一定の表示義務を満たす必要のある特定電子メールの範囲を拡大し、企業等がその事業のために利用している電子メールアドレスに対して送信する場合を含める。
- 二、架空電子メールアドレスあての電子メールの送信の禁止について、その対象範囲を広告・宣伝メールから営業目的のメールに拡大する。
- 三、広告・宣伝メールを送信する場合に、送信に用いた電子メールアドレス等の送信者情報を偽って送信することを禁止する。

四、一時に多数の電子メールが送信された場合等に、電気通信事業者において電子メールに係る電気通信役務の提供を拒否することができるとする事由を拡大する。

五、特定電子メールの受信者が総務大臣に申出をしようとするときに指導・助言等の業務を行う指定法人制度を、総務大臣の登録を受けた登録送信適正化機関が行う制度に移行する。

六、送信者情報を偽った電子メール送信の禁止に違反した者に対し直接刑事罰を科すための規定等を整備する。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、政府は、この法律施行後三年以内に、技術の水準等を勘案しつつ、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。